

平成21年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年11月26日

場 所 第3委員会室

平成21年11月26日（木曜日）

---

午前10時1分開会

---

会議に付託された議案等

○議案第14号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

---

出席委員（7人）

委員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	松 田 勝 則
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（1人）

委 員	中 村 幸 一
-----	---------

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 ( 総 括 )	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	黒 木 正 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久 美 子
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
議事課主査	花 畑 修 一

---

○横田委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。本日は、25日に付託を受けました議案第14号について審査を予定しております。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会にお越しいただきました。本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、右側のページをごらんください。

本日、御審議いただきます議案は、議案第14号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

内容につきましては、引き続き、教職員課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○阿南教職員課長 それでは、お手元の常任委

員会資料に基づき御説明をさせていただきます。

議案第14号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

本条例につきましては、1の改正理由にありますとおり、人事委員会勧告におきまして、ことしの4月の職員の給与が民間給与を上回っていると報告され、若年層を除き、給与月額を引き下げる給与改定が必要であると勧告されたところでもあります。

今回の改正は、平成21年度の公民較差に基づく人事委員会勧告及び教員給与見直しの状況を踏まえまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。(1)市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。①でございますが、市町村立学校教育職給料表を改定し、給料月額を人事委員会勧告どおり、若年層を除き、平均で0.2%引き下げるものであります。②は、義務教育等教員特別手当の国の予算措置が給与の3.0%相当から2.2%相当に引き下げられたことに伴い、最高限度額を1万5,900円から1万1,700円に引き下げるものであります。

(2)「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正についてであります。人事委員会勧告において、平成18年度の給与制度改正時に従前の給与を保障されたものにつきまして、給料月額を0.24%引き下げるものとされたことにより所要の改正を行うものであります。

(3)は、4月から11月に支給された給与の公民較差について、12月に支給される期末手当で調整することとされたことに伴う規定を設けるものであります。

次に、3の施行期日ですが、平成21年12月1日から施行することといたします。なお、(1)の②義務教育等教員特別手当の改正については、平成22年1月1日からの施行といたします。

最後に、4のその他についてであります。

これにつきましては、「市町村立学校職員の給与等に関する条例」におきましては、市町村立学校職員のうち、教育職給料表や市町村立学校職員特有の手当について規定されており、それ以外の部分につきましては、知事部局所管の「職員の給与に関する条例」により規定されております。

したがいまして、資料にありますとおり、市町村立学校職員のうち、事務職員及び学校栄養職員の給料表改定、それから期末・勤勉手当0.3カ月の引き下げ、住居手当の改定等につきましては、総務政策常任委員会において御審議をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横田委員長 執行部の説明がすべて終了いたしました。委員の皆さん方の質疑がありましたら出してください。どうぞ。

○中野廣明委員 いろいろ今、説明された中で、最終的に、県職員と比較した場合は、初任給でどれぐらいまだ差があるんですか。

○阿南教職員課長 初任給といいますよりも、平成17年度の水準で比較した場合に、一般行政職に対して、教員給与のほうが2.76%上回っているということで、この見直しを行っているところあります。

○中野廣明委員 たしか、昔は3%とか言っていたけど、今は2.7を説明のとおりにするわけでしょう。最終的に初任給で何ぼぐらい違うんですか。

○阿南教職員課長 すぐ数値的に出ませんので、お待ちいただけますでしょうか。

○横田委員長 では、ほかにありましたら。

○丸山委員 施行日のことについてお伺いしたいんですが、特別手当のほうは、来年の1月1日であるというのは、そのずれてしまうというのはどういう意味なのか、ちょっとわからないもんですから。もう一つが1番のほう、若年層を除きとあるんですが、若年層というのは、どういうことで理解すればいいのか、そこをちょっとお伺いしたいと思っています。

○阿南教職員課長 施行日につきましては、給料表等につきましては、12月1日から施行すると、ただし、差額分ですね、4月から11月まで支給した分の公民較差については、期末手当で調整をするということになります。

それと、義務特手当につきましては、国の予算のほう、義務教育費国庫負担金ですが、こちらのほうが1月から削減されるということで22年の1月1日施行ということになります。

それから、若年層でございますけれども、若年層については、教職員給料表でいきますと、教員2級から始まるわけでございますけれども、2級の1号給から45号給まで、ストレートで大学卒で入った場合は、32歳の職員までが給料表据え置きと、若年層に配慮した給料表の改定ということになっております。

○丸山委員 ちょっとまだ勉強不足で、大変申しわけないんですが、教職員等の特別手当というのは、義務教育の特別手当というのが今回出ておりますけれども、これ以外にもいろいろ手当があるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○阿南教職員課長 教職員特有の手当といたしましては、僻地手当、それから給料の調整額等

がございます。

○丸山委員 そちらのほうは変更はないということでもいいのか。

あと、「等」というのはまだいっぱいあるということで、勧告に幾つぐらい実際あるというふうに思ったほうがいいんでしょうか。

○阿南教職員課長 改正の中身があと幾つぐらいあるかということでございますか。

○丸山委員 全体で特別手当が……。

○阿南教職員課長 義務教育等教員特別手当の等は、県立学校が含まれるということで等になっております。これは国の人事院勧告のほうにおきまして、県立学校との較差が生じないようにということで、県立学校職員にも義務教育等教員特別手当が支給されるというふうになっております。

○丸山委員 この改定で減額になるということなんですが、いろんな職員団体との交渉、妥結したということによろしいんでしょうか。それをちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。

○阿南教職員課長 済みません。もう一度お願いいたします。

○丸山委員 教職員団体ですね、給料減ですので、ある程度交渉、話し合いといたしますか、しっかりやっていかないといけないというふうに思っているんですが、それは妥結したということで上がってきたということを確認をさせてください。

○阿南教職員課長 総務部長の行いました確定交渉におきまして、妥結をされたというところであります。

○丸山委員 市町村立学校の給与ということですが、今後地方分権が進んでいくと、県のほうの条例で改正するのではなくて、市町村のほう

に移行していくということも可能性があるというふうに見たほうがいいのか。特に、義務教育は、同じ水準で教育を受けるためには、このような形で県のほうで一律にというのが、今後とも続いていくと考えたほうがいいのか、どちらでしようか。

○阿南教職員課長 現在、県費負担教職員ということで、県のほうに義務教育費国庫負担金、それと交付税措置、こちらのほうが参りまして、県のほうで人件費等について負担をしているというところがございますので、これについては、変わるといお話は聞いておりません。ただ、人事権移譲については、その人事権移譲があれば、やはり人件費負担についても、市町村教育委員会のほうにおりののかなというふうに考えております。

○中野一則委員 勉強不足で申しわけありません。人事委員会が勧告したその公民較差ですね、民とはどういうレベルの調査なんですか。

○阿南教職員課長 企業規模でいいますと、50人以上の規模の民間事業所336事業所を調査しております。

○中野一則委員 それは県内の事業所なんですか。

○阿南教職員課長 県内でございます。

○中野一則委員 それから、教員給与の見直しは、勧告がなくても、今回もし不況でなくてもされたということになるんですかね。

○阿南教職員課長 義務特手当につきましては、教員給与の見直しの中で行ったということでもあります。

○中野一則委員 それから、(3)番目の公民較差0.28分を12月支給の期末手当で調整するということですが、これは4月から支給された8カ月分を期末手当で調整するということですが、

平均一人当たりは幾らで、総額は幾らになるんですか。

○阿南教職員課長 期末勤勉手当の0.3月削減で、今回12月分では0.1月も加えますけれども、それらと合わせまして、40歳の教員で配偶者と子供2人の扶養の設定でいきますと、約5万4,000円の減額ということになります。

○中野一則委員 総額も教えてください。

○阿南教職員課長 教育委員会全体の概算で、年間では約13億円の減額ということになる見込みでございます。

○横田委員長 ほかにありませんか。

○中野廣明委員 教育委員会の職員ですよ、知事部局からの出向の皆さん、それと学校の先生から上がってきた人、これは給料表は行政職、教職、別々ですか、どうなんですか。

○阿南教職員課長 私、知事部局から参っておりますけれども、行政職給料表のまま、変わっておりません。

○中野廣明委員 だから、先生から上がってきた人たちは、こっちの教職員の給料表……。

○阿南教職員課長 指導主事で参っておる教員の方々については、教育職給料表でございます。

○金丸総務課長 知事部局から参った職員は行政職給料表です。学校の先生から来られている指導主事には2種類ございまして、指導主事という方と、充て指導主事という言い方をする職員がいるんですけれども、指導主事という職員については行政職給料表です。充て指導主事という分類になっている職員については、教育職給料表を使っております。

○阿南教職員課長 先ほどの初任給でございますけれども、大卒程度で行政職が17万2,200円、それから小・中・県立の教員が19万2,800円、初任給で差が2万600円ということになっておりま

す。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、質問も出ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時23分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですけれども、委員会日程の最終日に行うということになっておりますが、このまま、引き続き採決に入ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前10時24分閉会